

太田市民間心身障がい児（者）福祉施設施設整備費等補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 心身障がい児（者）の福祉の向上を図るため、社会福祉法人、医療法人、公益法人及びNPO法人（以下これらを「法人」という。）が実施する心身障がい児（者）福祉施設の施設整備事業等に対し、太田市民間心身障がい児（者）福祉施設施設整備費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについては、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象経費）

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法人が本市において国庫又は県費による補助対象事業として行う心身障がい児（者）福祉施設の創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等に係る施設整備又は設備整備に要する経費。
- (2) 国庫又は県費による補助対象事業に相当する事業で市長が特に認めたものに係る施設整備又は設備整備に要する経費。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、予算の範囲内とし、国庫又は県費による補助基準額に8分の1を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

2 前項の補助基準額は、当該年度における厚生労働省及び群馬県の定める基準により算出するものとする。

3 前条第2号の経費を交付対象とする場合の補助金の額は、市長が認めた同号の経費の額に8分の1を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

（その他）

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱の規定は、平成17年度以降の補助金について適用する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の太田市民間心身障害児（者）福祉施設施設整備費等補助金交付要綱（平成10年10月1日太田市制定。以下「合併前の要綱」という。）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、なお合併前の要綱の例による。

4 施行日から平成17年3月31日までの期間に係る補助金については、なお合併前の要綱の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。